正 (注 う) 定 (注 う) 定 (注 う) に (一) に (一) に (一) に (一) に (一) に (一) に (一) に (一) に (一) に (一) に (一) に (一) に (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一)	平成十四年     号外第二       五月一日     七号       水曜日	十五年法律第百号) 第百二十九条等の規定に違反する疑いがある。 件当選人の挨拶風景を公共テレビを使用して放映したことは、公職選挙法 (昭和二 ちづくり100人会議」を設置・発足させ、同会議の発会式、委嘱状交付式及び本 その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。 の当選を無効とする旨の裁決を求めるものである。
る裁決 高根町議会議員補欠選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対す 高根町長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決 選挙管理委員会 目次	3申立てに対す	いがある。  「五年決在多百年」、多百二二才会等の共定に違反する疑問の上頒布したことは公職選挙法第百四十二条第一項第七号等の規定に違反する疑根町条例第一号)第二条に基づく行政区長である利根川寅雄らが当該文書を戸別訪する文書を作成し、戸別訪問の上頒布し、高根町行政区設置条例(昭和六十三年高二二本件当選人の後援会長浅川鞆雄が、本件選挙告示前に「事務所開きの御案内」と
選挙管理委員会		当委員会は、この審査申立てにつきその要件を審理し、その結果、 適法なものと認第二(裁決の理由)
平成十四年五月一日で、次のとおり裁決した。 平成十三年十二月二十三日執行の高根町長選挙における当選の効力に関する審査の申 山梨県選挙管理委員会告示第十四号	区の効力に関する審査の申	についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、候補者の有効まず、当選の効力に関する争訟において、当選無効となる違法事由は、当選人決定行い、慎重かつ厳正に審理した。け、その他必要と認めた物件及び書類の提出を関係者に求め、また必要事項の調査をめこれを受理し、町委員会から弁明書を、申立人からこれに対する反論書の提出を受
澤 員四 石 余		る行為に該当する違反行為の疑いは、当該当選無効となるいずれの違法事由にも該当する本件申立理由一ないし二に掲げる本件当選人らによる公職選挙法上の罰則に掲げに当たるもの(名古屋高等裁判所平成四年十二月十七日判決)であり、申立人の主張得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれ
のとおり裁決す(以下「本件調ら平成十四年三	ッる。 「月四日付けで提起された	よって、申立人の主長こは本牛当選人の当選を無助とするべき理由はない。できない。。 これをもって公職選挙法第二百六条の規定による当選の無効を主張することはするものてになく、これらに、専ら刑事上の訴追とその絵集に委れられているもので
件		モリチ
決定を取り消し、本件選挙における当選人大柴恒雄(以下「本件当選人」という。)の申出に対して棄却の決定をしたので、この決定を不服として、当委員会に対しこのという。)に異議の申出をしたが、町委員会は平成十四年二月十八日付けでこの異議申立人は、本件選挙の当選の効力に関し、高根町選挙管理委員会(以下「町委員会」第一番番の申当での専門がで明日	「本件当選人」という。)「本件当選人」という。)「月十八日付けでこの異議委員会(以下「町委員会」	き上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような事態を招すること、又は直接そのような明文の規定に違反しなくても、選挙の管理執行の手続して選挙管理の任に当たる機関が選挙の管理執行の手続きに関する明文の規定に違反られている。この選挙無効の要件としての「選挙の規定に違反すること」とは、主と挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限
山 梨 県 公 報 号 外 第二十七号 平成十四年五月一日	Ξ	

第 二 二	-	に足りる証拠はなく、また、I頒布の疑いについては、本O事態が生じ、選挙の結果に	人会議」の態様等から、当该敓映が選挙の規定に違反し、当該選挙地域内の選挙人全(() 申した事実は確認したものの、当該放映の内容及び「たかね21世紀まちづくり100((第一の一回あたりの放映時間は二十分二十秒であり、そのうち本件放映は二分五十八秒)十二日から二十四日にかけて自主放送番組としてのベ十七回放映(この自主放送番組((本件る町営・高板ふれあいテレビ」において平成十三年十二月十七日から十八日、同月二(		る 山	皆を见罰することによってこれら現定事頁の豊守を明寺しているのであって、その童をひ割することによってこれら現定事員の豊守を明寺しているのであって、その童く親定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も来することを指称し、選挙人、候補者、選挙運動等による選挙の取締規定ないし罰則 平山 梨 県 公 執 号 タ ( ) 第二十七号 平成十四年五月二日
裁決の理由   裁決の理由   裁決の理由	条例(昭和六十三年高根町条例第一号)第二条に規定する行政区長であり、公職選本件選挙候補者利根川寅雄(以下「本件候補者」という。)は、 高根町行政区設置その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。	へを求める - 八日付け	申立人は、本件選挙における選挙の効力及び当選の効力に関し、高根町選挙管理委――審査の申立ての要旨及び理由理理 由工作審査の申立てを棄却する。本件審査の申立てを棄却する。	選年申 挙十立 の二人 対月( り二以	お 決 書     委員長石 澤 道 夫     平成十四年五月一日     山梨県選挙管理委員会     平成十四年五月一日     山梨県選挙管理委員会     山梨県選挙管理委員会     王子子子子の高根町議会議員補欠選挙における選挙の効力に関す     世教長のないのでのためのでは、こののためのでは、こののためのでは、このののでは、このののでは、このののでは、こののののでは、こののののでは、このののののでは、このののののののでは、こののののののののでは、このののののののののの	平成十四年五月一日

	山 梨 県 公 報 号 外 (第二十七号) 平成十四年五月一日(1)10月11日(1)11月11日(1)11月11日(1)11月11日(1)11月11日(1)11月11日(1)11月11日(1)11日(1
	すなわち、仮に本件候補者が公職選挙法第八十九条第一項に規定する公務員の立候にあると解されている(最高裁判所平成元年四月二十七日判決)。
	より、ハたずらこ選挙の視定違反の事態の主ずることなどを防止しようとするところは、その地位を、当該届出等が受理されると同時に、自動的に失うものとすることに
	この趣旨は、立候補を制限されている現職の公務員が当該立候補の届出等をしたときわらず、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなす旨を定めている。
	公務員が立候補の届出等をしたときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかか第九十条は、同法第八十九条第一項の規定により公職の候補者となることかできない
	二項に規定する者を除く。)の公職への立候補を制限している。そして、公職選挙法
	公職の候補者となることができない旨を定めて、公務員(司条第一項ただし書及び第選挙に利用することなどを防止するため、国又は地方公共団体の公務員は、在職中、
	公務員の立候補について公職選挙法第八十九条第一項本文は、公務員がその地位を
	する地方公務員ということができる。
	(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三号に掲げる職に該当し、特別職に属
	れ、本件選挙に係る立候補届出時においてもその職にあり、この職は地方公務員法
	根町規則第五号)に基づき平成十二年四月一日付けで高根町中清里行政区長に委嘱さ
	本件候補者は、高根町行政区設置条例及び高根町行政区運営規則(昭和六十三年高
	当委員会はこうした観点に立ち、申立人の主張こつハて次のとおり判断する。
	可能性のある場合をいうものと解されている(最高裁判所昭和二十九年九月二十四日可能性のある場合をいうものと解されている(最高裁判所昭和二十九年九月二十四日
委員長 石	選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる
山梨県選挙管理委員会	また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、その違反がなかったならば、
平成十四年五月一日	のと解されている(最高裁判所昭和二十七年十二月四日判決)。
よって、当委員会は主文のとおり裁決する。	ないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すも
とはできない。	に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在し
以上のとおり、本件選挙を無効とするべき理由はなく、 申立人の主張を容認するこ	ことがあるとき」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続き
ことはできない。	に異動を及ぼす虞がある場合に限り」認められている。この「選挙の規定に違反する
第一項の「選挙の規定に違反する」場合には該当せず、本件選挙の無効の原因とする イー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Id
送つて、申立人の主長する内容は選挙無効こつハて現定する公職選挙去第二百五条にすで、才任他衲君の立他衲雇出に延汐に受到されたものと記をられる	そもそも選挙の効力に関する争讼において、選挙が無効とされるのは、公職選挙去「「「「加」に署理した
られず、本牛侯甫皆の左侯甫冨廿は蜀去こ受里されたらのとう田宮嶋谷への国作者見たのできますものであった。	うった 少男で言る 大喜笑 つおど 不同化 ネースター マナ 少男悪 エン言 柔 マイレー うったん 少男 で言る 大喜笑 つおどう 同化 ネースター マナ クヨ悪 エン言 柔 マイレ
「委員会への立侯甫冨士文び受里に系る管里執亍手売きこ頃する現宅の韋文は見受すの肩士に他に珥疵のたい障!受理されたけれにたらたいものである。 本件選挙に係る	け、その也必要と忍かに書領の是出を関系皆に求か、また必要事頁の周晢を守い、真めこれを受理し、 囲孝員会からチ明書を、 申立人からこれに対する反評書の摂出を受
)届台は也に段正)より引き起きれよければよらよりらりである。 ませされると同時に当該公務員たることを辞したものとみなされることから、	うこれに変更く、丁酸晶体いら作用書き、ヨエへいらこれに対する文倫書り起せた変当委員会は、この審査申立てにつきその要件を審理し、その結果、適法なものと認

٦

Г

発行者	山梨
山梨県	山梨県公報号外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第二十七号
	平成十四年五月一日
印刷所供料	
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
	四